

令和2年9月9日

令和2年9月定例議会追加議案

鈴鹿市臨時外来検査センター条例の制定について
鈴鹿市臨時外来検査センター条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市臨時外来検査センター条例
(別 紙)

提案理由

新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査を行うため、鈴鹿市臨時外来検査センターを設置するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市臨時外来検査センター条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査（以下「検査」という。）を行うため、鈴鹿市臨時外来検査センター（以下「検査センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 検査センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鈴鹿市臨時外来検査センター	市長が別に定める場所

(設置期間等)

第3条 検査センターを設置する期間並びに検査の日及び受付時間は、規則で定める。

(事業)

第4条 検査センターは、次条の者に対し、検査その他これに付随する業務を行う。

(利用者等)

第5条 検査センターを利用できる者は、市内の医療機関の医師の診察により、検査が必要と認められた者とし、あらかじめ指定された日時に検査を受けるものとする。

(管理者)

第6条 市長は、第4条の事業を管理するため、検査センターに管理者を置くものとする。

2 管理者は、市長が委嘱する。

(費用の徴収)

第7条 市長は、検査を受けた者について、検査に要した費用を徴収する。

2 前項の費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。ただし、高齢者の医療

の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の適用を受ける者については，高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。